

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和6年10月10日（令和6年（行情）諮問第1092号）、同年12月12日（同第1370号）及び令和7年2月13日（令和7年（行情）諮問第206号）

答申日：令和8年9月28日（令和8年度（行情）答申第596号、同第598号及び同第600号）

事件名：「飛行と安全」のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

「飛行と安全」のうち特定の開示決定等で残りの部分とされた文書等の一部開示決定に関する件

「飛行と安全」のうち特定の開示決定等で残りの部分とされた文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書（以下、順に「本件請求文書1」ないし「本件請求文書3」といい、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求に対し、別紙の2に掲げる各文書（以下、順に「文書1」ないし「文書10」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定は、いずれも妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和5年10月16日付け防官文第21417号、令和6年6月28日付け同第15348号、令和5年12月20日付け同第25759号、令和6年9月6日付け同第20116号、同年2月21日付け同第3182号及び同年11月8日付け同第25401号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分6」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書1（原処分1に係るもの。）

ア ないしエ （略）

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カないしク (略)

(2) 審査請求書 2 (原処分 2 に係るもの。)

アないしエ (略)

オ 上記 (1) オと同旨。

カ及びキ (略)

ク 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認するすべがないので、他に文書がないか念のため確認を求める。

ケ (略)

(3) 審査請求書 3 (原処分 3 に係るもの。)

アないしカ (略)

(4) 審査請求書 4 (原処分 4 に係るもの。)

アないしエ (略)

オ 上記 (1) オと同旨。

カ (略)

キ 上記 (2) クと同旨。

ク (略)

(5) 審査請求書 5 (原処分 5 に係るもの。)

アないしエ (略)

オ 上記 (1) オと同旨。

カないしク (略)

(6) 審査請求書 6 (原処分 6 に係るもの。)

アないしエ (略)

オ 上記 (1) オと同旨。

カ (略)

キ 上記 (2) クと同旨。

ク (略)

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分 1 及び原処分 2 について (諮問第 1 0 9 2 号)

(1) 経緯

本件開示請求は、本件請求文書 1 の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の 2 に掲げる文書 1 ないし文書 6 (以下「本件対象文書 1」という。) を特定した。

本件開示請求については、法 1 1 条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和 5 年 1 0 月 1 6 日付け防官文第 2 1 4 1 7 号により、本件対象文書 1 のうち、別紙の 2 に掲げる文書 4 ないし文書 6 の

それぞれ表紙及び目次について、法５条１号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分１）を行った後、令和６年６月２８日付け同第１５３４８号により、本件対象文書１のうち、別紙の２に掲げる文書１ないし文書３並びに文書４ないし文書６のそれぞれ表紙及び目次を除く部分について、法５条１号及び３号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分２）を行った。

本件審査請求は、原処分１及び原処分２に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

（２）法５条該当性について

原処分１及び原処分２において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表の番号１ないし番号４２のとおりであり、本件対象文書１のうち、法５条１号及び３号に該当する部分を不開示とした。

（３）審査請求人の主張について

ア ないし ウ （略）

エ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分１及び原処分２においては、本件対象文書１の法５条該当性を十分に検討した結果、上記（２）のとおり、本件対象文書１の一部が同条１号及び３号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

オ ないし ケ （略）

コ 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書１のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

サ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分１及び原処分２を維持することが妥当である。

２ 原処分３及び原処分４について（諮問第１３７０号）

（１）経緯

本件開示請求は、本件請求文書２の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の２に掲げる文書１ないし文書３、文書４ないし文書６の表紙及び目次を除く部分、文書７並びに文書８（以下「本件対象文書２」という。）を特定した。

本件開示請求については、法１１条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和５年１２月２０日付け防官文第２５７５９号により、本件対象文書２のうち、別紙の２に掲げる文書７及び文書８のそれぞれ表紙及び目次について、法９条１項に基づく開示決定処分（原処分３）を行った後、令和６年９月６日付け同第２０１１６号により、本件対象文書２のうち、別紙の２に掲げる文書１ないし文書３、文書４な

いし文書 8 のそれぞれ表紙及び目次を除く部分について、法 5 条 1 号及び 3 号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分 4）を行った。

本件審査請求は、原処分 3 及び原処分 4 に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

（２）法 5 条該当性について

原処分 4 において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表の番号 3 ないし番号 5 5 のとおりであり、本件対象文書 2 のうち、法 5 条 1 号及び 3 号に該当する部分を不開示とした。

（３）審査請求人の主張について

ア ないし カ （略）

キ 上記 1 （３）エと同旨（ただし、「原処分 1 及び原処分 2」とあるのは「原処分 4」、「本件対象文書 1」とあるのは「本件対象文書 2」と読み替える。）。

ク （略）

ケ 上記 1 （３）コと同旨（ただし、「本件対象文書 1」とあるのは「本件対象文書 2」と読み替える。）。

コ 上記 1 （３）サと同旨（ただし、「原処分 1 及び原処分 2」とあるのは「原処分 3 及び原処分 4」と読み替える。）。

3 原処分 5 及び原処分 6 について（諮問第 2 0 6 号）

（１）経緯

本件開示請求は、本件請求文書 3 の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の 2 に掲げる文書 1 ないし文書 3、文書 4 ないし文書 8 の表紙及び目次を除く部分、文書 9 及び文書 1 0（以下「本件対象文書 3」という。）を特定した。

本件開示請求については、法 1 1 条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和 6 年 2 月 2 1 日付け防官文第 3 1 8 2 号により、本件対象文書 3 のうち、別紙の 2 に掲げる文書 9 及び文書 1 0 のそれぞれ表紙及び目次について、法 9 条 1 項に基づく開示決定処分（原処分 5）を行った後、同年 1 1 月 8 日付け同第 2 5 4 0 1 号により、本件対象文書 3 のうち、別紙の 2 に掲げる文書 1 ないし文書 3、文書 4 ないし文書 1 0 のそれぞれ表紙及び目次を除く部分について、法 5 条 1 号及び 3 号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分 6）を行った。

本件審査請求は、原処分 5 及び原処分 6 に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

（２）法 5 条該当性について

原処分 6 において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表の番号 3 ないし番号 6 6 のとおりであり、本件対象文書 3 のうち、法 5 条

1号及び3号に該当する部分を不開示とした。

(3) 審査請求人の主張について

ア ないしウ (略)

エ 上記1(3)エと同旨(ただし、「原処分1及び原処分2」とあるのは「原処分6」、「本件対象文書1」とあるのは「本件対象文書3」と読み替える。)。

オ ないしキ (略)

ク 上記1(3)コと同旨(ただし、「本件対象文書1」とあるのは「本件対象文書3」と読み替える。)。

ケ 上記1(3)サと同旨(ただし、「原処分1及び原処分2」とあるのは「原処分5及び原処分6」と読み替える。)。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

① 令和6年10月10日 諮問の受理(令和6年(行情)諮問第1092号)

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受(同上)

③ 同月24日 審議(同上)

④ 同年12月12日 諮問の受理(令和6年(行情)諮問第1370号)

⑤ 同日 諮問庁から理由説明書を収受(同上)

⑥ 令和7年1月10日 審議(同上)

⑦ 同年2月13日 諮問の受理(令和7年(行情)諮問第206号)

⑧ 同日 諮問庁から理由説明書を収受(同上)

⑨ 同月28日 審議(同上)

⑩ 令和8年9月17日 委員の交代に伴う所要の手続の実施(令和6年(行情)諮問第1092号、同第1370号及び令和7年(行情)諮問第206号)、令和6年(行情)諮問第1092号、同第1370号及び令和7年(行情)諮問第206号の併合、本件対象文書の見分並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を

求めているところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、本件各諮問において、諮問庁は、原処分3及び原処分5に係る各審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該各処分に係る判断はしない。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書を特定した経緯について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から以下のとおり説明があった。

ア 本件対象文書は、隊員の安全意識の高揚と安全知識の向上を図り、事故の未然防止に資することを目的とした部内向けの文書として、航空自衛隊航空安全管理隊が編集し、航空幕僚監部が発行した「飛行と安全」である。

イ 本件請求文書1に係る開示請求書には、「防官文第16507号（2023. 5. 30一本本B412）で残りの部分とされた全て、及び当該請求（2023. 5. 30一本本B412）の後に作成された全て」と記載されていることから、本件請求文書1につき、2023. 5. 30一本本B412（以下「別件開示請求」という。）に係る先行開示決定で残りの部分とされた文書及び別件開示請求の受付日の翌日（令和5年5月31日）から本件請求文書1の開示請求の受付日（同年8月15日）までの間に発行された「飛行と安全」の開示を求めるものと解し、これに該当する文書として本件対象文書1を特定した。

ウ 本件請求文書2に係る開示請求書には、「防官文第21417号（2023. 8. 15一本本B1164）で残りの部分とされた全て、及び当該請求（2023. 8. 15一本本B1164）の後に作成された全て」と記載されていることから、本件請求文書2につき、本件請求文書1の開示請求に対する先行開示決定（原処分1）で残りの部分とされた文書及び本件請求文書1の開示請求の受付日の翌日（令和5年8月16日）から本件請求文書2の開示請求の受付日（同年10月24日）までの間に発行された「飛行と安全」の開示を求めるものと解し、これに該当する文書として本件対象文書2を特定した。

エ 本件請求文書3に係る開示請求書には、「防官文第25759号（2023. 10. 24一本本B1533）で残りの部分とされた全て、及び当該請求（2023. 10. 24一本本B1533）の後に作成された全て」と記載されていることから、本件請求文書3につき、本件請求文書2の開示請求に対する先行開示決定（原処分3）で残り

の部分とされた文書及び本件請求文書 2 の開示請求の受付日の翌日（令和 5 年 1 0 月 2 5 日）から本件請求文書 3 の開示請求の受付日（同年 1 2 月 2 6 日）までの間に発行された「飛行と安全」の開示を求めるものと解し、これに該当する文書として本件対象文書 3 を特定した。

オ 本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は作成・発行しておらず、保有もしていない。

また、本件審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の保有は確認できなかった。

（2）上記（1）イないしエの文書の特定方法に問題はなく、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有していないとする上記（1）オの諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点は認められない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

（1）自衛隊員及び民間人の写真の顔部分について

別表の番号 1 及び番号 2 に掲げる不開示部分並びに番号 3 ないし番号 5、番号 7、番号 9、番号 1 0、番号 1 3、番号 1 5、番号 1 9 ないし番号 2 1、番号 2 3、番号 2 4、番号 2 6、番号 2 8 ないし番号 3 1、番号 3 3、番号 3 6、番号 3 7、番号 4 0、番号 4 1、番号 4 3、番号 4 4、番号 4 7、番号 4 9、番号 5 0、番号 5 4 ないし番号 5 6、番号 5 8 ないし番号 6 1、番号 6 3 及び番号 6 5 の不開示部分の一部は、自衛隊員及び民間人の写真の顔部分である。

当該部分は、法 5 条 1 号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当審査会事務局職員をして、自衛隊員の顔写真を公にする慣行の有無等について諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、防衛省・自衛隊においては、自衛隊員のうち将官（将補以上の階級の者を指す。）等の顔写真については、報道の用に供するため、報道機関等に提供するなど、これを公にする慣行があるが、当該不開示部分の自衛隊員については公表慣行がなく、ウェブサイト等の他の広報資料等でも公表されていない者であるとの説明があった。

上記の諮問庁の説明を踏まえると、当該部分は、法 5 条 1 号ただし書イに該当しないと認められるほか、民間人についても、その写真の顔部分を公にする慣行があると認めるべき事情は存しないことから、いずれ

も同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、番号4、番号5、番号7、番号10、番号13、番号19ないし番号21、番号24、番号26、番号28、番号29、番号31、番号33、番号36、番号40、番号41、番号44、番号47、番号50、番号54、番号55、番号58ないし番号60、番号63及び番号65については同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(2) 隊員等の情報について

別表の番号3ないし番号5、番号9、番号10、番号13、番号15、番号20、番号21、番号23、番号24、番号26、番号28ないし番号31、番号33、番号37、番号38、番号40、番号41、番号43、番号44、番号47、番号49、番号50、番号54ないし番号56、番号58、番号59、番号61及び番号63ないし番号65の不開示部分の一部には、記事を寄稿した自衛隊員等の年齢、経歴、勤続年数、特技、趣味及び出身地等に関する情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、氏名等の記載とあいまって、記事全体が一体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該自衛隊員の氏名等は原処分において開示されていることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、当該部分は、法5条1号に該当し、番号4、番号5、番号10、番号13、番号20、番号21、番号24、番号26、番号28、番号29、番号31、番号33、番号38、番号40、番号41、番号44、番号47、番号50、番号54、番号55、番号58、番号59及び番号63ないし番号65については同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(3) 自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報並びに他国に関する情報について

別表の番号8、番号11、番号14、番号16ないし番号18、番号25、番号27、番号32、番号39、番号45、番号51、番号57及び番号66の不開示部分並びに番号4、番号13、番号19、番号20、番号24、番号26、番号29、番号31、番号34、番号36、番号38、番号41、番号47、番号48、番号50、番号52、番号55、番号58、番号60、番号64及び番号65の不開示部分の一部

には、自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報並びに他国との共同訓練に係る他国に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力、運用要領及び練度に関する情報並びに他国に関する情報が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、又は他国との信頼関係が損なわれ、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、番号4、番号13、番号19、番号20、番号24、番号26、番号29、番号31、番号36、番号38、番号41、番号47、番号50、番号55、番号58、番号60、番号64及び番号65については同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(4) 自衛隊の組織、編成等に関する情報について

別表の番号6、番号12、番号22、番号35、番号42、番号46、番号53及び番号62の不開示部分並びに番号5、番号10、番号20、番号21、番号28、番号33、番号34、番号36、番号40、番号41、番号44、番号48、番号50、番号52、番号54、番号59、番号60、番号63及び番号65の不開示部分の一部には、自衛隊の組織、編成等に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、番号5、番号10、番号20、番号21、番号28、番号33、番号36、番号40、番号41、番号44、番号50、番号54、番号59、番号60、番号63及び番号65については同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(5) 自衛隊の施設の配置に関する情報について

別表の番号7の不開示部分の一部には、施設の配置に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、当該施設の防御能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び3号に該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条1号及び3号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

1 本件請求文書

(1) 本件請求文書 1

『飛行と安全』のうち防官文第16507号(2023.5.30—本
本B412)で残りの部分とされた全て、及び当該請求(2023.5.
30—本本B412)の後に作成された全て。

(2) 本件請求文書 2

『飛行と安全』のうち防官文第21417号(2023.8.15—本
本B1164)で残りの部分とされた全て、及び当該請求(2023.8.
15—本本B1164)の後に作成された全て。

(3) 本件請求文書 3

『飛行と安全』のうち防官文第25759号(2023.10.24—
本本B1533)で残りの部分とされた全て、及び当該請求(2023.
10.24—本本B1533)の後に作成された全て。

2 本件対象文書

文書1 飛行と安全 2023年3月号(No.798) (表紙、目次及
び1枚目から5枚目までを除く。)

文書2 飛行と安全 2023年4月号(No.799) (表紙及び目次
を除く。)

文書3 飛行と安全 2023年5月号(No.800) (表紙及び目次
を除く。)

文書4 飛行と安全 2023年6月号(No.801)

文書5 飛行と安全 2023年7月号(No.802)

文書6 飛行と安全 2023年8月号(No.803)

文書7 飛行と安全 2023年9月号(No.804)

文書8 飛行と安全 2023年10月号(No.805)

文書9 飛行と安全 2023年11月号(No.806)

文書10 飛行と安全 2023年12月号(No.807)

別表（原処分において不開示とした部分及び理由）

番号	文書	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 4	1 枚目ないし 3 枚目のそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの及び法 5 条 1 号ただし書イに該当するものを除く。）	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
2	文書 6	3 枚目の写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの及び法 5 条 1 号ただし書イに該当するものを除く。）	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
3	文書 1	1 枚目、7 枚目、16 枚目、20 枚目、25 枚目ないし 28 枚目、36 枚目、39 枚目ないし 41 枚目、52 枚目ないし 55 枚目及び 85 枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
4	文書 1	12 枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が

			国の安全を害するおそれがあることから、法５条１号及び３号に該当するため不開示とした。
5	文書 1	24 枚目及び 42 枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の組織、編成等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条１号及び３号に該当するため不開示とした。
6	文書 1	30 枚目、35 枚目及び 81 枚目のそれぞれ一部	自衛隊の組織、編成等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
7	文書 1	32 枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の施設の配置に関する情報であ

			り、これを公にすることにより、当該施設の防御能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。
8	文書1	34枚目、65枚目、66枚目、68枚目、78枚目及び79枚目のそれぞれ一部	自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
9	文書2	2枚目、3枚目、5枚目、7枚目、10枚目、13枚目、16枚目ないし20枚目、25枚目ないし32枚目、37枚目、40枚目、46枚目、53枚目、57枚目、68枚目及び72枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
10	文書2	6枚目及び33枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の組織、編成等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察さ

			れ、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。
1 1	文書2	9枚目、11枚目、44枚目、45枚目、73枚目及び74枚目のそれぞれ一部	自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
1 2	文書2	34枚目、35枚目、64枚目及び65枚目のそれぞれ一部	自衛隊の組織、編成等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
1 3	文書2	36枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがある

			ることから、法５条１号及び３号に該当するため不開示とした。
１４	文書２	５４枚目の一部	自衛隊の教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示としました。
１５	文書３	５枚目、６枚目、１１枚目、１２枚目、１４枚目ないし１７枚目、２６枚目、３０枚目、３８枚目、４５枚目、４８枚目ないし５０枚目、５２枚目、６０枚目、６１枚目、７０枚目及び７２枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法５条１号に該当するため不開示とした。
１６	文書３	２９枚目、４０枚目、６５枚目及び６６枚目のそれぞれ一部	自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
１７	文書３	３１枚目及び３６枚目のそれぞれ一部	他国に関する情報であり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開

			示とした。
18	文書3	32枚目、35枚目及び37枚目のそれぞれ一部	自衛隊の運用及び訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすとともに、他国に関する情報であり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
19	文書3	34枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、他国に関する情報であり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。
20	文書3	42枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の組織、編成及び運用に関する情報であり、これを公にするこ

			とにより、自衛隊の態勢及び運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。
2 1	文書3	4 3 枚目、4 4 枚目及び5 7 枚目ないし5 9 枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の組織、編成等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。
2 2	文書3	6 8 枚目の一部	自衛隊の組織、編成等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
2 3	文書4	2 枚目ないし6 枚目、1 9 枚目ないし2 1 枚目、2 5 枚目、2 8 枚目、3 1 枚目ないし3	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを

		3 枚目、3 8 枚目、4 6 枚目ないし 4 9 枚目、5 4 枚目、5 9 枚目、6 2 枚目ないし 6 4 枚目、7 1 枚目、7 8 枚目、9 6 枚目及び 9 7 枚目のそれぞれ一部	公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
2 4	文書 4	1 2 枚目、1 3 枚目及び 2 2 枚目のそれぞれ一部【原処分 2】	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の組織、編成及び運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢及び運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号及び 3 号に該当するため不開示とした。
		1 2 枚目及び 1 3 枚目のそれぞれ一部【原処分 4 及び原処分 6】	
2 5	文書 4	1 4 枚目及び 1 5 枚目のそれぞれ一部【原処分 2】	自衛隊の組織、編成及び運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢及び運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
		1 4 枚目の一部【原処分 4 及び原処分 6】	
2 6	文書 4	1 7 枚目及び 1 8 枚目のそれぞれ一部【原処	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することがで

		分 2】	き、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号及び 3 号に該当するため不開示とした。
		1 7 枚目、1 8 枚目及び 2 2 枚目のそれぞれ一部【原処分 4 及び原処分 6】	
2 7	文書 4	2 3 枚目、2 4 枚目、2 6 枚目、8 9 枚目及び 9 0 枚目のそれぞれ一部【原処分 2】	自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
		1 5 枚目、2 3 枚目、2 4 枚目、2 6 枚目、8 9 枚目及び 9 0 枚目のそれぞれ一部【原処分 4 及び原処分 6】	
2 8	文書 4	2 9 枚目及び 3 0 枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の組織、編成等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 1

			号及び3号に該当するため不開示とした。
29	文書4	42枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。
30	文書5	2枚目ないし5枚目、21枚目、26枚目、32枚目、36枚目ないし39枚目、43枚目、48枚目、53枚目ないし55枚目、60枚目、65枚目及び76枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
31	文書5	12枚目、16枚目及び40枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、自

			衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条１号及び３号に該当するため不開示とした。
３２	文書５	１３枚目ないし１５枚目、２９枚目、４９枚目、５０枚目、６９枚目及び７０枚目それぞれの一部	自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
３３	文書５	３１枚目、５１枚目及び５２枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の組織、編成等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条１号及び３号に該当するため不開示とした。
３４	文書５	４４枚目の一部	自衛隊の組織、編成及び運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢及び運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいて

			は我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
３５	文書５	４５枚目、４６枚目、５６枚目及び７４枚目のそれぞれ一部	自衛隊の組織、編成等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
３６	文書５	４７枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の組織、編成及び運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢及び運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条１号及び３号に該当するため不開示とした。
３７	文書６	２枚目ないし４枚目、１８枚目、２３枚目、２７枚目、３５枚目、３６枚目、３８枚目ないし４１枚目、４３枚目、４４枚目、４８枚目ないし５３枚目、５	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法５条１号

		5 枚目、5 8 枚目、5 9 枚目、8 0 枚目及び 8 1 枚目のそれぞれ一部【原処分 2】 2 枚目ないし 4 枚目、1 8 枚目、2 3 枚目、2 7 枚目、3 5 枚目、3 8 枚目ないし 4 1 枚目、4 3 枚目、4 4 枚目、4 8 枚目ないし 5 3 枚目、5 5 枚目、5 8 枚目、5 9 枚目、8 0 枚目及び 8 1 枚目のそれぞれ一部【原処分 4 及び原処分 6】	に該当するため不開示とした。
3 8	文書 6	9 枚目及び 1 6 枚目のそれぞれ一部【原処分 2】 9 枚目、1 6 枚目及び 3 6 枚目のそれぞれ一部【原処分 4 及び原処分 6】	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号及び 3 号に該当するため不開示とした。
3 9	文書 6	1 0 枚目、2 4 枚目ないし 2 6 枚目、5 7 枚目、6 3 枚目ないし 6 5 枚目、7 5 枚目及び 7 6 枚目のそれぞれの一部	自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害する

			おそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
4 0	文書 6	1 2 枚目、1 5 枚目及び 3 1 枚目ないし 3 4 枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の組織、編成等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号及び 3 号に該当するため不開示とした。
4 1	文書 6	1 3 枚目、1 7 枚目及び 6 2 枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の組織、編成及び運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢及び運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号及び 3 号に該当するため不開示とした。
4 2	文書 6	1 4 枚目の一部	自衛隊の組織、編成等に関する

			る情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
4 3	文書 7	2 枚目ないし 5 枚目、 1 2 枚目、1 7 枚目、 2 6 枚目、2 8 枚目、 3 1 枚目ないし 3 6 枚 目、4 3 枚目、4 5 枚 目、4 9 枚目ないし 5 1 枚目、6 0 枚目、6 5 枚目、8 6 枚目及び 8 8 枚目のそれぞれ一 部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
4 4	文書 7	2 1 枚目、2 5 枚目、 4 8 枚目及び 5 4 枚目 のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の組織、編成等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。
4 5	文書 7	2 2 枚目、2 3 枚目、 4 1 枚目、4 2 枚目、 4 4 枚目、8 3 枚目及	自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推

		び 8 4 枚目のそれぞれ の一部	察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
4 6	文書 7	3 8 枚目の一部	自衛隊の組織、編成等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした
4 7	文書 7	4 0 枚目及び 5 7 枚目 ないし 5 9 枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号及び 3 号に該当するため不開示とした。
4 8	文書 7	5 5 枚目及び 5 6 枚目のそれぞれ一部	自衛隊の組織、編成及び運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢及び運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいて

			は我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
４９	文書８	２枚目ないし５枚目、１０枚目、１１枚目、１６枚目、１７枚目、１９枚目ないし２１枚目、３１枚目、３３枚目、４３枚目、４４枚目、４６枚目、４８枚目、４９枚目、５１枚目ないし５３枚目、５５枚目及び６８枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法５条１号に該当するため不開示とした。
５０	文書８	２３枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の組織、編成及び運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢及び運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条１号及び３号に該当するため不開示とした。
５１	文書８	２４枚目、４０枚目、５９枚目、６１枚目、６３枚目及び６４枚目のそれぞれの一部	自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひ

			いては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
５２	文書８	２５枚目の一部	自衛隊の組織、編成及び運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢及び運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
５３	文書８	２６枚目の一部	自衛隊の組織、編成等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
５４	文書８	２７枚目ないし３０枚目、４５枚目及び５０枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の組織、編成等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条１

			号及び3号に該当するため不開示とした。
55	文書8	35枚目ないし37枚目、39枚目及び58枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。
56	文書9	1枚目、3枚目ないし5枚目、10枚目、12枚目、19枚目、23枚目、34枚目ないし36枚目、38枚目、39枚目、41枚目、44枚目、46枚目、53枚目、56枚目、63枚目及び72枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
57	文書9	13枚目、16枚目ないし18枚目、21枚目、22枚目、64枚目、67枚目及び68枚目のそれぞれの一部	自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

58	文書9	15枚目、20枚目及び32枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。
59	文書9	27枚目、29枚目ないし31枚目、33枚目、48枚目、49枚目及び52枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の組織、編成等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。
60	文書9	61枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個

			人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の組織、編成及び運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢及び運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。
6 1	文書10	2枚目ないし4枚目、37枚目ないし42枚目、46枚目ないし53枚目、56枚目、57枚目、62枚目、64枚目、66枚目、71枚目、77枚目、78枚目、80枚目及び93枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
6 2	文書10	11枚目、29枚目、33枚目、54枚目、82枚目ないし84枚目及び90枚目のそれぞれ一部	自衛隊の組織、編成等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
6 3	文書10	28枚目、32枚目及び58枚目のそれぞれの一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれ

			があるとともに、自衛隊の組織、編成等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。
6 4	文書10	44枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。
6 5	文書10	59枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の組織、編成及び運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢及び運用能力が推察され、自衛隊

			の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。
66	文書10	91枚目及び92枚目のそれぞれ一部	自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

※番号3ないし番号8の枚数の表記は、令和5年7月31日付け防官文第16507号で決定した1枚目ないし5枚目を除いて記載している。

※原処分2の行政文書開示決定通知書の文書6の「不開示とした部分」において56枚目とあるのは58枚目の誤記であり、本表の番号37のとおりである旨確認した。